

平成 30 年 2 月 14 日

調布市中学校学校選択制に関するアンケート調査に関する見解

帝京大学教育学部 和田孝 教授

(1) 視点 1 学校選択制は支持されているか。

- ① 中2及び小5の児童生徒・保護者が、選択制の利用の有無にかかわらず、本制度が「あった方がよい」とする割合が高い値を示していることは、中学校の進路を考える上で、選択幅を広げたり、子どもの人間関係のトラブル（いじめ等）の回避の方策として理解され、支持されていると言ってよい。学校教育への要望や子供の多様性が時代とともに広がっている状況では、この傾向が高くなるのも当然の結果である。
- ② 小学校の教職員は、児童を送り出す、選択側の立場（相談相手）になっていることから児童・保護者の立場と同様に選択肢が広がるが、選択される側の中学校教職員にとっては、選択制を利用して入学した生徒・保護者から、教育活動や学校の雰囲気を変えるような良い影響を実感できていないことから、本制度に対する理解が進まないものと考えられる。
- ③ 選択制を利用した中学生・保護者が、選択した学校に対して肯定的な評価をしているのは、事前の調査や選択に当たっての吟味がよくできていた結果であり、幸いなことである。

(2) 視点 2 必要な情報が適宜適切に提供されているか。風評等による選択がされていないか。

- ① 中学校を選択するに当たっての情報としては、小5児童・保護者については、「家族・知人・友人」が中心であるが、これはこの段階では中学校が学校紹介の機会を設けていないことが理由である。しかし、中2になって学校説明会が実施されても、そのうちの半数が「家族・知人・友人」からの情報をもとに選択していることを考えると、学校の行う公

の説明だけでなくいかに学校の普段の状況（良し悪しのいずれについても）を知る人達から情報を得ようとしている状況がわかる。

- ② 小5段階において選択のために必要な情報の選択肢が分散していることから（10%以上が5項目）、この段階において、中学校の教育の現状や生徒の実態がわかるような学校見学等の実施を行うことで教育活動全般に関わって、客観的な選択を行う情報を得ることになる。
- ③ 5・6年次に限らず、早期に小学校と中学校の交流の機会を設けることは、学校間交流の促進や入学を考える児童保護者の疑問・不安などの解決を図る上で役立つのではないかと考える。進路選択が小学校6年生に特化したものにならないよう取り組んでいく必要がある。
- ④ 「家族・知人・友人」による情報に基づいて学校選択が行われている実態においては、学校において事故や問題が生じたときのいわゆる風評が広がる可能性を残していることになる。
- ⑤ 学校説明会や周囲の意見を参考とする中、指定校を選択する傾向が強いことは、地域の小学校が安心して進学できる中学校として評価されている結果でもあり、指定校も選択できる学校となっているという評価もできる。

(3) 視点3 特色ある学校づくりの取り組みに繋がっているか。

- ① 選択制の導入で、「学校が活性化した」とか、「よかった」と考える教職員が一定数いるということ（23.7%、22.8%）が確認でき、教職員個々が感じているその評価を各学校が共通理解し、広めていくことが選択制を導入した意義につながる第一歩である。また、その評価が果たして本当に「よさ」として評価されるのかを検証することが各学校に求められる。「生徒数の増加」「部活動の活性化」「生徒の個性・可能性を伸ばすよう学校としての取り組みに繋がった」等について具体的に評価し、選択制を今後も活用する視点から検討する必要がある。
- ② 選択制の結果は、「特色ある学校づくり」を行う上で自己点検・評価の参考となる貴重な資料となるものであり、これを意識して取り組むかどうかは、各学校（校長）の判断になる。

(4) 視点4 学校と地域との連携が希薄になっていないか。

- ① 選択制の導入が学校地域の連携を希薄にするといった影響は、アンケート結果からは、見られない。選択制の利用率が10%程度であることや通学距離等を考慮した選択がなされていることによるものである。
- ② 学校は、選択制の有無にかかわらず、家庭・地域との連携を図った教育活動を積極的に展開すべきである。

(5) 視点5 学校間の序列化や学校間格差等が生まれていないか。

- ① 視点4と同様に選択制の利用状況を踏まえるとその影響はなく、また、学校情報として各中学校の学力水準や、進学状況などについては、提供していないのであるから、そのような基準（理由）で選択制を利用する生徒・保護者もいないのは当然である。

(6) まとめ（総括評価）

- ① 今回の学校選択制の検証作業は、制度10年目を迎えた中で制度創設当初の目的の達成状況を把握するとともに、学校環境の変化の中で、本制度の有効性や他の行政施策との優先性を踏まえたうえで、制度の存続や制度維持のための改善事項の検討を行う意味がある。
- ② 本制度は競争原理に基づく規制緩和の社会動向の中で、学習者の選択肢（権）を増やすとともに、選択される側の学校における教育活動の活性化や教員の意識改革をねらいとし、学校教育の質の向上を図るものとして期待されていた。しかし、一方では公立学校、特に義務教育を担う小中学校において期待される公平性・平等性の原理や地域に開かれ、地域の人々との連携を生かした地域の学校としての在り方も問われる点も考慮されなければならない。
- ③ 本調査の結果から端的に述べるならば、選択する側の児童・保護者から見ると、本制度は学校情報の収集、選択に関わる判断については、冷静な制度の活用が定着したものと考えられる。
- ④ 選択される学校や教職員からは、制限された財政的・人的配置により、選ばれる学校としての教育活動がより発展的に行えるなどのメリッ

トとなる支援が得られないことが、制度理解を広げられない背景にある。今回の調査にみられる児童・保護者と教員の本制度に関する温度差は、このような受け止め方の違いや制度を継続する上での行政の学校への支援体制が不十分であるところから生じてきているものと考えられ、制度としての限界というべきである。

- ⑤ 本制度の趣旨を生かし、継続維持を図るためには、今回のアンケートに教職員から寄せられた課題等の解決に向けて、学校と教育委員会が協議を深めるとともに、選択後の各校（選ばれた学校と生徒数が減少した学校）に対してその支援指導を行う施策を講ずる必要がある。
- ⑥ いうまでもなく、制度設定の目的（到達点）をどこに置くかを明確にすることが求められるなかで、教員の意識改革、特色ある教育活動の充実、地域との連携を重視した充実した教育活動などを目的とするのであれば、他の政策や制度設計の導入を図る必要もある。